

「掛金納付の考え方」における工事種別分類表 設備工事

工事種別	判断の目安（具体的な例）
屋外の電気等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外（地中、架空、水中などの）送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバーケーブル、携帯電話等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持 鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備などの工事。 ・信号機設置工事。 ・電線路共同溝（他の区分に属するものを除く）の工事。 ・これらの工事に附帯する土木工事。
機械器具設置	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、機械信号施設、遊戯設備、有線・無線電話機械据付、無線電信機械据付、抗井(石油・天然ガスの掘削)設備、電気信号設備などの機械単独工事、各種プラント。 ・なお、建築物内の電力、冷暖房、空調、消防、昇降等の建築設備工事は「住宅・同設備工事」または「非住宅・同設備工事」に区分する。 ・これらの工事に附帯する土木工事。